

# TKCモニタリング情報サービス通信

TKC会員は、これからも  
地域金融機関との「顔の見える関係」構築に向けた運動に邁進します



■ 会計事務所の経営革新——月次巡回監査がすべての基本	2
TKC全国会会長 坂本孝司	
■ 2024年10月版システム改訂予定のご案内	13
TKCモニタリング情報サービス——支店運用機能をご活用ください	
■ 東京東信用金庫とのトップ対談	14
中田清史理事長／TKC東・東京会	
■ 「創業メンバー全員の幸せ」を掲げ万全のリスク対策を実践	16
株式会社enishiki	



第51回TKC全国役員大会「会長講演」

■とき…令和6年7月18日(木)

■ところ…ヒルトン福岡シーホーク

# 会計事務所 の経営革新

## 月次巡回監査がすべての基本

◎TKC全国会会長 坂本孝司

本題に入る前に、まずは令和6年6月26日に公布された改正政治資金規正法についてお伝えします。

TKC全国会は「租税正義の実現」の理念のもと活動しており、今回の政治資金規正法の改正にあたって、TKC全国政経研究会と20地域政経研究会では年始から提言活動を行ってきました。登録政治資金監査人の7割超を占める、税と会計の専門家である税理士の立場から七つの提言を行い、結果としてうち六つが実現。それにより、①議員本人による監督義務の新設、②登録政治資金監査人の監査手続きに、税理士法に基づく書面添付制度の「完全性宣言書」や上場企業向けの「経営者確認書」等に倣った資料を入手した上で監査報告書を作成することを追加(①②はTKC単独提案)等が実施されました。また、「政治資金の適正化・透明化を図るため」適時に、正確な会計帳簿の作成(TKC単独提言)や、複式簿記の導入(日税連、TKC双方から提言)などを含め、会計の在り方について検討を行うこと」として附帯決議されました。今回実現に至らなかった「優良な電子帳簿」の使用義務化についても引き続き提言をしていく所存です。

さて、本日の講演テーマは「会計事務所の経営革新——月次巡回監査がすべての基本」です。我々税理士は、環境変化の激しい今こそ、

「会計事務所の経営革新」を実践しなくてはなりません。「会計事務所の経営革新」とは、一言で言えばTKCシステムの徹底活用と月次巡回監査の断行により、「税理士の4大業務(税務・会計・保証・経営助言)」を同時提供できる事務所の体制を構築することです。この「4大業務」を同一企業に同時提供できることがイノベーション(新結合)であり、これまでTKC全国会の方針に沿って愚直に実践し続けてきた会計事務所は、未来のあるべき姿に向かってすでに走り始めていると言えるでしょう。

すべての基本である月次巡回監査の断行が「経営革新」には不可欠であり、「4大業務」を同一企業に同時提供できるという税理士業務の価値を社会にもっと伝えていこう——これが結論です。そのために、本日は「4大業務」の本質的な性格や目的および、月次巡回監査の必要性や時代対応について明確化し、確認していきたいと思えます。

**環境変化を好機に「高付加価値化」「圧倒的な生産性向上」の実現を**

現状、翌月巡回監査率が継続的に低下しています。これは「税理士の4大業務」遂行の基盤である月次巡回監査業務の崩壊の兆し

であるとともに、月次決算による自社の経営状況をタイムリーに把握できない経営者が増加することと同義です。まずはこの危機的状況を認識する必要があります。

低下の要因には、コロナ禍、雇用環境の変化による「人材難」、インボイス制度等の法制度の変化、簿記・会計への軽視傾向、DX等の対応が困難な事務所の増加——等、さまざまな環境変化が挙げられますが、これら変化への対応は税理士業界の存続に関わる喫緊の課題でもあります。

そのため、各会計事務所ひいては税理士業界全体で、業務の効率化、職場環境や待遇面の改善、会計事務所の仕事の魅力や価値向上に取り組む必要があるでしょう。

今から55年前の1969年、飯塚毅博士は『電算機利用による会計事務所の合理化』（略称『合理化テキスト』）に会計事務所の悩みを列挙されており、そこからは「関与先の記帳整理能力が弱い」「顧問がなかなか上げられない」「職員の手がまわらない」「低賃金」「採用難」——等、悩みの本質が現代と変わっていないことを読み取れます。当時、飯塚毅博士は「職域防衛」のために電算機会計の猛烈な普及浸透を呼びかけました。

翻って今日の我々がなすべきことは何か。それは、避けられないデジタル化の波を味方に、変化の先頭に立って能動的に対応していくことです。実際、我々はこれまでに電子帳簿保存法や電子申告開始時など、いくつもの変化の波を乗り越えてきました。現在の環境変化を好機ととらえ、デジタルインボイスや電子取引データのデジタル保存義務化等にしつかりと対応し、「税務と会計の一貫性」であるTKCシステムの徹底活用につなげましょう。ただし、問題の根本的な解決には、月次巡回監査や関与先への記帳指導と啓蒙が必要であり、「デジタル化は目的ではなく、あくまでも手段である」ことを言い添えておきます。

これからの時代に不可欠となる、会計事務所の「高付加価値化」「圧倒的な生産性向上」の実現に向けて、覚悟を決めて「経営革新」に取り組んでまいりましょう。

#### 「4大業務」を同一企業に同時提供できる事務所体制を構築しよう

ちょうど30年前、飯塚毅博士は『TKC会報』の巻頭言「二十一世紀に向けての政策課題」（1994年9月号）にてTKC全国会の結成目的を再確認し、経営環境の変化による新しい経営課題に適切に対処してゆくためには「会計事務所においても経営革新が不可避である」と警鐘を鳴らされました。また、イノベーション（新結合）理論を提唱した20世紀を代表する経済学者であるJ・A・シュンペーターは、新結合について「大半の人々にはそれは見えないし、彼らにとっては新しい結合は存在しない」と述べ、目の前の事象に問題意識を持ち、行動を起こすことが、新結合・新発見を生み出す要素であると説明しています（『経済発展の理論（Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung）』1911年）。この文章を読むと、飯塚毅博士の『合理化テキスト』に記された「見ない人には実在しない運命の岐路」の一節が想起させられます。我々は今、足元に「運命の岐路」があることを認識し、自らの業務を正しく理解した上で、環境変化や現状の課題に向き合い、行動に移していけばよいのです。そのために、まずは「税理士業務の本質的な性格と目的」を明確にしましょう。

ご存知のとおり、物事のご概念は「外延」と「内包」からとらえられます。本質的で変えてはならないものが「内包」、時代や環境に応じて変えるべき方法や具体策が「外延」です。では、「内包」である「税理士業務の本質的な性格と目的」とは何でしょうか。

税理士の業務は「税務」「会計」「保証」「経営助言」の四つに

分類できます。税理士は職業会計人であり、①税務の領域では「税務に関する法律家」、②会計の領域では「会計専門家」、③保証の領域では「税務監査人・会計参与」、④経営の領域では「経営助言者」として位置付けられます。将来的には、これらの概念以外の未知の領域における、財務的および経済的なデータの専門家としての道も拓かれています。

重要なのは「4大業務」がそれぞれ別個の業務ではなく、会計帳簿（仕訳）を中心として相当部分が重なり合っているということです（次頁スライド1）。言い換えれば、適時に正確な記帳に基づいた会計帳簿なしには「4大業務」は実践できないということ。会計帳簿の作成を支えるのは月次巡回監査の完全実施と、TKCシステムの徹底活用です。TKCシステムによって、仕訳という単一のソース・データから、多角的に高度な経営計算資料を自由自在に取り出して「4大業務」をシームレスに展開できます。そして、この「4大業務」の組み合わせこそが、イノベーション（新結合）なのです。

さらに強調したいのは、我々税理士は、税理士の使命（税理士法第1条）である「独立した公正な立場」に立っているため「4大業務」を同一企業に対して同時提供できるということです。

これができるのは我々税理士だけであり、それゆえに税理士業務が魅力的で誇らしいものであるのだと胸に刻んでいただきたいと思っています。

これまで、TKC全国会は「4大業務」を時代に合わせて新結合させながら、大小さまざまなイノベーションを引き起こしてきました。繰り返しになりますが、「会計事務所の経営革新」は「4大業務」を新結合させることです。今後、我々がなすべきことは、「4大業務」を普遍的な税理士の本来業務として徹底的に実践し、それによって社会の納得を得ることに尽きるのです。

## 全部監査を実施する税理士は経営助言者として唯一無二の存在

ここからは、「4大業務」についてそれぞれ確認していきます。

### 1. 税務業務

#### ◆ 税理士業務は法律業務、税理士は租税正義の守護者

税理士法第1条の使命条項には、税理士が税務に関する専門家として、独立した公正な立場で納税義務の適正な実現を図ることが定められています。飯塚毅博士は「税理士の業務は本来、税務に関する法律業務である」と示され（『TKC会報』巻頭言「電算機会計とわが国の税理士法」1983年8月号）、松沢智TKC全国会第2代会長も「税理士業務は法律業務である」と述べられています（『TKC会報』巻頭言「書面添付の意義、役割」1999年7月号）。つまり、税理士は「租税正義の守護者」であり、税務業務に関する唯一の専門家なのです。襟を正して法律家としての職務を果たし、TKC全国会が事業目的の第一に掲げる「租税正義の実現」を目指して社会の期待に応えましょう。

#### ◆ 帳簿の証拠力

税理士業務を法律業務として遂行する上で肝要となるのが「簿記（帳簿）の証拠力」です。これについて飯塚毅博士が研究に取り組み、著書『正規の簿記の諸原則』（改訂版、森山書店、1988年）において「正規に記帳された帳簿には、租税法上、証拠力が付与される」との命題をドイツ租税法から導き出されました。帳簿の証拠力を規定するドイツのライヒ国税通則法208条（1919年）および現行の国税通則法第158条（1977年）は、我が国の青色申告制度と同じ趣旨の規定であり、いずれも「帳簿の証拠力を認めた条文である」と指摘されています。

また、私もドイツ租税法に関する研究過程において、簿記の証拠力

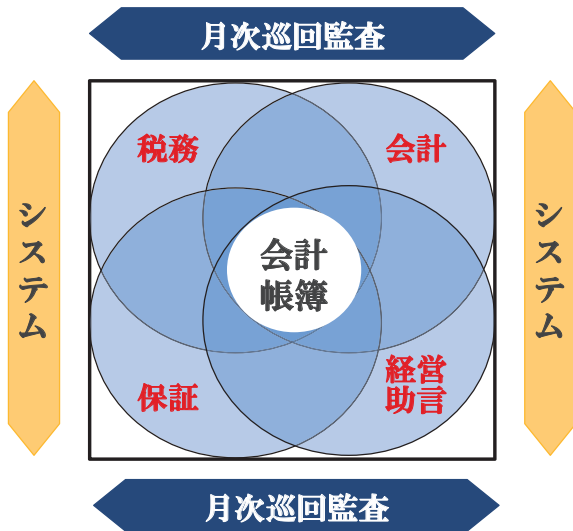
■スライド1

## II 会計事務所の経営革新

### 4. 税理士業務の本質



《新結合 = 4大業務[税務・会計・保証・経営助言] = 同時提供》



**月次巡回監査の完全実施**  
TKC会計人は、月次巡回監査によって会計資料と会計記録の適時性や完全網羅性等を検証する。経営方針の健全性の吟味に努める。

**TKCシステム**  
仕訳という単一のソース・データから、多角的に高度な経営計算資料を自由自在に取り出し得るトータルシステムである。  
(含:巡回監査機能)

4大業務を時代に合わせて新結合させながら今に至る  
私たちは大小さまざまなイノベーションを引き起こしてきた

©TKC全国会 2024

## 2. 会計業務

### ◆ 商業帳簿の本質的機能

なお、証拠力の確保には、記帳(入力)の訂正・加除等の履歴が残る、つまりトレースabilityが確保されているTKCシステムを用いることが重要なのは言うまでもありません。「優良な電子帳簿」の圧倒的な普及に、引き続き取り組みましょう。

会計帳簿(仕訳)は「4大業務」の核となるものです。そもそも我が国の法人・個人事業者が会計帳簿を作成するのは、商法第19条の商業帳簿規定に、商人は「適時に、正確な商業帳簿を作成しなければならない」と定められているためです。しかし、青色申告制度の普及で商業帳簿が国家的インフラとして浸透している一方で、その本質的機能が理解されているとは言い難い状況です。商業帳簿の本質的機能は二つあります。一つ目は「自己報告による健全経営の遂行」です。これはまさしく「会計で会社を強くする」

ということ。ドイツの会計学者U・レフソンは、1987年発刊の著書において「法が外部報告義務のない個人商人に対して年度決算書の作成義務を課している」ことに對して疑問を呈し、それは「自己報告 (Selbstinformation)」であると結論付けました。つまり、商業帳簿には金融機関や株主等に対する外部報告だけでなく、自己報告という機能があるということです。また、ドイツ・ヴェルテンベルク王国の商法草案(1839年)には「だらしのない記帳は破産者の特徴である」との的を射た指摘があります。私たち税理士や公認会計士、金融機関等は納得しうる経験則があるのではないのでしょうか。我々は、月次巡回監査を通じて、経営者自らが決算書の数字を理解して自社の経営状況や資金繰りへの説明能力を高められるよう支援していきましよう。

本質的機能の二つ目は「簿記(帳簿)の証拠力の定立」です。先に述べた「帳簿の証拠力」の「証拠力(訴訟法上は証明力)」は、会計・監査論的には「信頼性」に言い換えられます。つまり租税法上の帳簿の証拠力は、中小企業金融において一層求められている商業帳簿の信頼性と直結していると言えるのです。

#### ◆ 中小会計要領、認定経営革新等支援機関の役割

2012年には「自己報告」の重要性を明記した会計ルール「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」が公表されました。その策定目的は①自社の経営状況の把握に役立つ会計、②利害関係者への情報提供に資する会計、③中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、④中小企業に過重な負担を課さない会計——の四つです。これは、日本の中小企業向け会計ルールとして世界に誇れる素晴らしい内容だと思います。

中小会計要領の活用促進は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(金融庁)」や「中小企業の新たな事業活動の促進に関

する基本方針(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示)」において金融機関にも求められています。我々税理士と金融機関は、共に認定経営革新等支援機関として手を取り合い、中小会計要領を活用しながら、中小企業の「財務経営力」と「資金調達力」の向上に貢献しましょう。そのためにも、中小会計要領に準拠した決算書の信頼性の高さやその意義について、金融機関との相互理解を図る努力を惜しまず継続していくことが重要です。

### 3. 保証業務

#### ◆ 税務の真実性の守護者、書面添付制度

パソコン会計ソフトの普及によって税理士業務の規制緩和(自由化)に関する議論が本格化していた2001年当時、武田隆二TKC全国会第3代会長は、「保証業務は自由化できない部分」であり「保証業務こそが、21世紀における職業会計人の業務の大きな柱になる」と述べました(『TKC会報』講演録「中小会社の計算公開と監査」2001年4月号)。これは至言であります。

TKC全国会が運動方針として掲げる「租税法第33条の2による目指すための具体的な取り組みとは、税理士法第33条の2による書面添付(保証業務)であり、税理士は税務書類に関する保証業務の専門家です。この書面添付による税務書類の信頼性保証について、TKC全国会最高顧問である河崎照行甲南大学名誉教授は、次のように提言されています。

・書面添付は、税理士が「計算事項」等を記載した書類を申告書に添付して提出することを通じて、申告書の基礎となる計算書類や会計帳簿の信頼性を保証する役割が期待されている。

・とりわけ、書面添付は、「ある種の証明行為」であることから、「監査」と同様の性格」を有するといつてよい。つまり、我が国の確定決算主義のもとでは、申告書の基礎となる計算書類、

さらには会計帳簿の信頼性を保証することを通じて、ある種の「**税務監査証明**」としての役割が期待されている。

〔TKC会報〕「会計が分かればビジネスが見える」2023年6月号  
つまり、日本では確定決算主義の下、会計と税務、決算書と税務申告書に親和性があるために、税務申告書に書面添付が付いていればその基となる決算書にも一定の（蓋然性レベルの）信頼性が付与されるということです。さらに、税理士は自らの税理士資格をかけてその品質を担保しています。

また、着目すべきは国税庁が税理士法第33条の2第1項の添付書面の様式改正により、2024年4月1日以降提出分から「**税理士が行う納税者の帳簿書類の監査の頻度**」という記載を求め始めたことです。決算書ではなく帳簿書類に関して、国税庁が公式に「**監査**」という用語を用いたのは画期的なことでした。

何をお伝えしたいかと言うと、書面添付制度もまた、**会計・監査・税法の新結合**により生まれたイノベーションであるということです。書面添付に「**申告書に関する税務監査証明**」という認識が定着しつつある中、今後は「**決算書の信頼性を間接的に保証するもの**」という認識を深められるよう、さらに実践件数を積み上げていかなくてはなりません。一方、書面添付は、**租税法・会計学・監査論**という学際的領域であるために、研究が後追いの状態であることが課題です。我々はこの点を理解した上で、内輪での推進にとどまらずに社会の納得を得る活動を展開していくことが重要です。

昨年9月、私は日本監査研究学会第46回全国大会にお招きいただき、「**独立性の視点から見た税理士と公認会計士——会計専門職の制度的基盤（独立性を中心として）**」をテーマに発表するという貴重な機会を得ました。私の発表に対して、同学会長であり関西大学大学院会計研究科の松本祥尚教授は、「**書面添付制度は保証類似業務と言える**」との画期的な論証をなされました。これは税理士

が行う監査業務への理解が深まってきた一つの証左であると言えるでしょう。同時に、これまで公認会計士の会計監査を研究テーマに据えてきた当学会が、税理士による「**税務監査業務**」に初めて注目したという歴史的な瞬間でもありました。

#### ◆書面添付制度と巡回監査

書面添付と月次巡回監査の関係について、租税資料館代表理事でもある増田英敏専修大学法学部教授が次のように述べています。**税理士法第33条の2**の書面添付は巡回監査と一体となつて法的にも重要な意義を持つと考えています。巡回監査が実施されたうえで、書面添付は税理士による会計帳簿および納税申告の適法性の保証と言えるでしょう。

・月次巡回監査を行い、書面添付を実践することは、**会計帳簿の証拠力・証明力を強固にすること**

〔TKC会報〕巻頭対談「**税理士業務は法律業務である**」2024年7月号  
月次巡回監査と書面添付をあわせて断行するというTKC全国会の取り組みを、力強く後押ししてくださいさるお言葉です。

◆**中小企業金融への書面添付制度活用、「顔の見える関係」の構築**  
ここで強調したいのは、**税務監査証明（書面添付）**が新時代の中小企業金融のカギとなることです。現在、法人税申告書において30万社もの企業に活用され、社会的インフラとして定着している書面添付を積極的に中小企業金融に活用することで、イノベーションを加速させましょう。

そのためには、金融機関との「**顔の見える関係**」を築くことが大切です。そのことを示す内容として次のようなものがあります。「**地域の銀行は地域の会計実務家を知っている**」（R・K・マウツ／H・A・シヤラフ「**監査の哲学（The Philosophy of Auditing）**」1961年）  
「**借入見込みのある企業に対して、信頼性があると知られている**」  
会計事務所による監査を受けるように説得したことは隠し事では

なかつた」(J・L・ケアリー『会計プロフェッションの登場(The Rise of the Accounting Profession)』1970年)

これらは中小企業の監査・保証は「顔の見える関係」を前提として実施されているという指摘です。今や、ドイツや米国では職業会計人と金融機関の相互補完の関係が醸成されていますが、ここに行きつくまでには相互理解を深める段階の過渡期がありました。我が国の税理士と金融機関との関係は、今その過渡期にあると言えます。

そのため、地域によってはまだ金融機関との連携において大きな手ごたえを感じられないケースがあるかもしれません。しかし、家森信善神戸大学経済経営研究所教授は、「金融機関にとっては、独立した公正な立場から、顧問先経営者に厳しいことを言える税理士との連携は利点しかないはずである。自信を持って信頼の橋の構築を続けてほしい」とエールを送ってくださっています(『TKC会報』提言、2024年7月号)。まさに今が「我慢のしどころ」が続けば選ばれる事務所になるはずです。金融機関との「顔の見える関係」の構築に向けた運動に躊躇なく邁進しましょう。

#### 4. 経営助言業務

##### ◇ 会計で会社を強くする

税理士による経営助言とは、まさに「会計で会社を強くする」ということです。資本主義や経済体制という概念を広く普及させたドイツの社会経済学者ゾンバルトの「秩序(=複式簿記)が経営感覚を鍛える」(1902年)という言葉も同じ内容を示しています。これをTKC会員事務所に置き換えると、FXシリーズによるTKC方式の自計化が経営者を育てるということです。

ドイツ経営経済学者ヨハン・フリードリッヒ・シェアの言葉、「会計はすべての企業の、過去に関する間違いのない裁判官であり、

現在に関する必要な指導者であり、未来に関する信頼すべき助言者である」(1922年)——素晴らしいと思いませんか。月次決算最新データが経営者に気付きを与え、目指すべき未来の道標となる。これはまさに商業帳簿の本質的機能である「自己報告による健全経営の遂行」です。

これを裏付ける数字として、2022年の日本全体の法人黒字決算割合36・2%に対して、TKC会員事務所の関与先の黒字決算割合は53・5%。さらにTKC方式の自計化で継続MASを用いて経営計画を策定、書面添付のある関与先の黒字決算割合は57・4%にもものぼるのです。

##### ◇ 保証業務との密接な関わり

ここも本日のポイントです。保証業務と経営助言業務には密接な関わりが存在しており、そのために「4大業務」の中でも、この二つの業務が今後とりわけ重要になると考えられます。

というのも、我々が行う巡回監査は、事実認定を伴う法律判断業務であるため、仕訳の向こう側にある経済活動(取引)までも正確に掴む必要があります。ドイツの商法(第238条第1項)および国税通則法(第145条第1項)は、専門的知識を有する者(税理士、税務官吏等)による進行的監査および逆行的監査可能性を義務付けています。具体的には仕訳から計算書類が作成されるまでのプロセスや税務申告書を監査するという進行的監査だけではなく、例えばFXクラウドで365日変動損益計算書から仕訳明細にドリルダウンするなどの逆行的監査を含んでいるということです(次頁スライド2)。

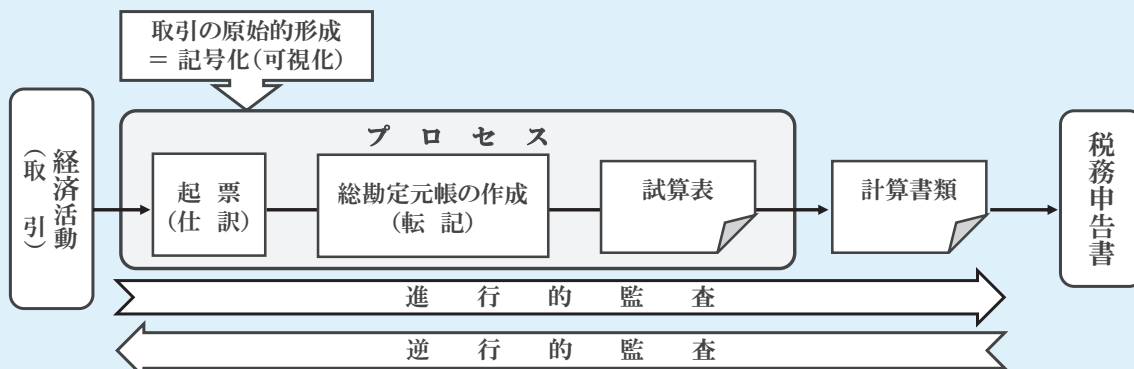
このような精密監査・全部監査により取引をすべて監査している会計人は、経営助言者として唯一無二の存在です。なぜなら、関与先企業およびその経営者の<sup>かまど</sup>竈の下の灰まで知る存在であるためです。したがって、巡回監査を実施し、税務業務も保証業務も



■スライド2

### Ⅲ 税理士の4大業務

#### 4. 経営助言業務 – 保証業務との密接な関わり



巡回監査は逆行的な監査(ドリルダウン)を含んでいる。  
仕訳の向こう側にある経済活動(取引)を正確に掴む必要がある。

#### 巡回監査を行い、税務業務や保証業務を行う税理士が同時に当該企業の経営助言の任に当たることが最も適している。

- 取引をすべて監査している(精密監査、全部監査を行っている)会計人は経営助言者として唯一無二の存在である。
- 税理士は関与先企業およびその経営者の窠(かまど)の下の灰まで知る存在である。
- 「簿記は、専門的知識を有する第三者に対して、相当な期間内に、取引および企業の状況に関する全容を伝達しうるような性質のものでなければならない(=逆行的監査)。取引は、その発生から終了まで追跡しうるものでなければならない(=進行的監査)」(ドイツ商法第238条第1項、ドイツ国税通則法第145条第1項)。
- 企業防衛、リスクマネジメント・共済の推進は、税理士の税務・会計・保証業務に関連し、かつ税理士に独立性と公正性を求めているが故に、これらは税理士の正当業務である。

出典：坂本孝司著『経営助言業務の概要』『税理士の未来』中央経済社、2019年、156-157項

行う税理士が同時に当該企業の経営助言の任に当たることが最も適していると言えます。我々が推進する企業防衛制度・リスクマネジメント制度・三共済制度も、これらは税理士の税務・会計・保証業務に関連し、かつ税理士に独立性・公正性を求めているがゆえに、税理士の正当な経営助言業務です。

実際、SEC(米国証券取引委員会)のアーサー・レヴィット委員長は、会計事務所がコンサルティング業務を得られたことについて「監査をすることで会社の数字を微に入り細を穿つまで把握しているために、マネジメントについて、経営陣の知らないことまで教えてあげることができたからなのである」と理由付けています。また、テネシー工業大学会計学者のG・A・スワンソンの「数字が分かるということは、力を手に入れるということである」という言葉には大いに奮い立たされますね。

#### ◇ 独立性と助言業務領域

着目したいのは、かつてAICPA(米国公認会計士協会)は独立性の堅持を原動力に職域を拡大しましたが、2002年にSOX法により公認会計士は監査証明業務の提供会社に対する非監査業務(経営助言業務等)の同時提供を一切禁じられたという点です。

遡って1966年、SEC委員長を務めていたマヌエル・F・コーエンは、AICPA総会の講演で、監査業務に論理的に関連付けできない財務プロセスや市場調査等は独立性との関連において注意が必要であると述べました。これは裏を返せば、「監査業務に論理的に関連付けることができる、財務プロセスまたは情報や制御システムに関連するマネジメント・サービスは、独立性に対する深刻な脅威を引き起こさない」とも理解できる内容です。また、上院政府活動委員会(メトカーフ小委員会)は1977年の『最終報告書』において①「会計に直接関連する業務」は被監査会社へ提供できる、②「会計業務に関連しない周辺業務」は提供を中止する

必要があると忠告しました。しかし、AICPAはこういった提案を受け入れず、会計および財務業務に関連しないコンサルティング業務に比重を置く会計事務所の暴走が始まりました。1996年、SEC委員長のレヴィットは「監査機能は、公共会計プロフェッショナルの真の魂 (very soul) であるべきです。より高額なコンサルティング業務の扉を開くおとり商品 (loss-leader) であってはなりません」と訴えています (『職業会計人の独立性——アメリカにおける独立性概念の生成と展開』TKC出版、2022年)。その後、2001年から2002年にかけて発覚したエンロン・ワールドコム不正会計事件を端緒に、社会から厳しい目が注がれ、非監査業務の同時提供は禁止となったのです。

過去から学び、肝に銘じておくべきは、税理士法第2条第2項に「その他財務に関する事務を業として行うことができる」とあり、「税理士が行うべき経営助言は、会計、財務および税務に関連する経営領域に焦点を当てるべきである」ということです。これは「税理士の4大業務」を同一企業に同時に実施できる制度的環境を維持発展させるためにも重要なことです。

さて、飯塚毅博士は『激流に遡る』(TKC出版、1982年)で「人間の生きざま」について「TKC会員の中で、堂々たる発展をとげている会計人は、必ず月一回以上の巡回監査をやり、財務五表以上を提供し、解説し、かつ、顧問先のあらゆる不測の危険<sup>リスク</sup>対策を完了しようとしている人達だけです」と、親身な相談相手として経営助言領域で感謝されるところまで踏み込むことが求められていると述べられています。

皆さんも、このような税理士像に心が動いたなら、本来の税理士像を、月次巡回監査や会計帳簿の価値を、「税理士の4大業務」を、関与先やこれから顧問しようとする経営者に熱意を持ってお伝えし、ご理解いただきましょう。

## 巡回監査は会計監査と一線を画す法律判断業務である

ここまでお伝えしてきたとおり、税理士の「4大業務」の同時提供においては月次巡回監査がすべての基本であるにもかかわらず、翌月巡回監査率の低下が顕著であることが大きな課題です。ではなぜ月次巡回監査がすべての基本と言えるのでしょうか。

税理士は、税理士法第1条に「独立性」「公正性」が定められ、同法第45条に、「真正の事実」に基づき税理士業務を遂行する義務があります。これを「故意に」あるいは「相当注意義務を怠って」税務代理等を行った場合、税理士業務の停止処分を受ける場合があります。この「真正の事実」のため、税理士は巡回監査を実施して月次に現場に訪問し、事実関係の確認や証憑資料をもとに「全部監査」を実施する必要性があるのです。このような我々の税理士業務について、増田英敏教授は次のとおり述べられました。

・税理士が行う巡回監査は会計監査と一線を画した法律判断業務であり、税理士が租税法主義のもとでのその使命を全うするために行うべき基本業務です。(中略)「適法性」とは、税法・商法・会社法等、とりわけ税法への適法性、すなわち租税法主義の貫徹を意味します。この点が、税理士業務が法律業務であるという所以です。そして公認会計士が行う会計監査と一線を画すところです。

・取引の实在性や適法性等を確認する巡回監査は、法的にみると、「事実認定」の作業と言えます。

・法律家の立場から見ると、現地に行かずして「事実認定」はできないと考えます。

『TKC会報』巻頭対談「税理士業務は法律業務である」(2024年7月号) 昨年の日本監査研究学会での発表で、私は税理士と公認会計士の関係について「一卵性双生児ではなく、二卵性双生児として理解

## IV 巡回監査

### 5. 内包と外延(巡回監査の時代対応)

#### 内包

巡回監査とは、関与先を毎月及び期末決算時に巡回し、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真实性、実在性、網羅性を確かめ、かつ指導することである。巡回監査においては、経営方針の健全性の吟味に努めるものとする。巡回監査は、毎月行う月次巡回監査と期末決算時に行う決算巡回監査とに分けられる。

#### 外延

全部監査(試査ではなく)の効率的実施体制の構築

- 時代変化(生産性向上・働き方改革)に寄与
- 「FXクラウドシリーズ」と「巡回監査機能」

### 巡回監査業務前の事前確認業務について

**事前確認業務**はクラウド等を活用して、積極的に行うべき。ただし、クラウドを活用して行う**事前確認業務**は、事実認定を行う**巡回監査**とは一線を画す、あくまで巡回監査前の事前確認業務である。さもなければ、会計事務所に領収書・請求書・通帳等を持ち込ませてチェックする行為も**巡回監査**の一部となってしまう。

©TKC全国会 2024

すべき」と申し上げました。すなわち、税理士は「租税正義の守護者」「税務の真实性の守護者」であり、税務業務に関する唯一の専門家。一方、公認会計士は「財務の真实性の守護者」であり、財務書類の監査証明に関する唯一の専門家です。

そのため、租税法主義のもと税理士が行う巡回監査は「個々の取引」の「事実認定」行為であるために全部監査が必要とされますが、公認会計士の監査は「心証形成を得る」ための試査が認められます。この点が、公認会計士の実施する会計監査と、税理士の実施する巡回監査との本質的な違いです。

また、どのような監査手法で全部監査を行うかという課題に対しては、出口を書面添付とするならば「租税法主義の下で、少なくとも書面添付に堪えうるレベルの巡回監査」という位置付けが考えられます。そうでなければ、際限のない合理化か、際限のない精密監査となってしまうためです。あわせてTKCシステムの最新機能を活用して効率化を図ることも重要です。

すべての基本となる月次巡回監査体制が瓦解すれば、税理士業界は崩壊し、社会的評価も地に落ちるでしょう。飯塚毅博士が「巡回監査は絶対に無理しても断行すべきものであり、損得計算、銭勘定の対象領域ではない」と主張されているとおり、ここは税理士の生命線として何としても守り抜くべきところでは、これから我々ほどのような巡回監査を実践すればよいのでしょうか。「内包」と「外延」を用いて考えてみると、本質的に変えてはならない「内包」が「巡回監査の実施」であり、変化を取り入れて時代変化に対応する「外延」が「全部監査(試査でない)の効率的実施体制の構築」です(スライド3)。この「全部監査の効率的実施体制の構築」をできるかどうか時代対応(生産性向上や働き方改革)のカギとなります。そのためTKC会員事務所の強力な手段が「FXクラウドシリーズ」「巡回監査機能」です。これについて、

本年TKC全国会では「『会計事務所の経営革新』検討プロジェクト」を発足しました。時代対応によって高付加価値化、圧倒的な生産性の向上を実現した会計事務所の巡回監査を研究し、10年後、20年後のあるべき税理士業務、未来の巡回監査について情報発信していきます。ぜひその手法を積極的に取り入れて、税理士業界のトップを走れるような事務所を目指してください。

ここで、1点注意すべきは、巡回監査の「事前確認業務」は、事実認定を行う巡回監査ではないということです。仮に「事前確認業務」を巡回監査と位置付けてしまうと、例えば会計事務所に領収書・請求書・通帳等を持ち込ませてチェックする行為も巡回監査の一部であるという位置付けになってしまいます。巡回監査はあくまでも「現地に行つて取引の真实性や網羅性等の事実認定を行う」行為であることをあらためて認識しておく必要があります。もちろん、月次巡回監査の前に「事前確認業務」を実施しておくことで、後日、対面での巡回監査を効率的に行うことはとても有効であり、積極的に行うべきだと考えます。

巡回監査体制を構築するためのポイントは、①起票代行だけは避止しなければならぬ、②月次巡回監査の成否は関与先経営者の意識改革にかかっている——の二つ。これには徹底した経営者への指導が不可欠であり、皆さんの覚悟が問われます。そして、この二つがすべての出発点となります。

巡回監査体制を強固なものとするために肝心なのは経営者との「顔の見える関係」の構築です。この関係が構築できていなければ、いくら時間をかけて「事前確認業務」等を行っても「何もしてくれていない」と思われてしまうかもしれません。

関与先には月次巡回監査で丁寧な説明を行うとともに、現場での現物確認・質問等の監査手法も駆使し「貴社の個々の取引は詳細に監査し把握している」との姿勢を堅持して、不正経理に

走らせないように「経営者の心に常にベルトを引っ掛ける」ことが不可欠です。米国の社会心理学者ロバート・ザイアンスの提唱した法則によると、会う回数・接触回数が増えるほど親しみを感じて信頼性も高まります。毎月必ず顔を合わせることで、高度な信頼関係の醸成・維持に努めていきましょう。

### 巡回監査徹底断行の覚悟を決め、選ばれる会計事務所になろう

税理士業務は法律業務です。1円の払い過ぎた税金なく、1円の払い足らざる税金なかるべし——そのためには、現場に赴く全部監査が必須となります。10年後には、ITやAI等の発展によって自動仕訳がほとんどになり帳簿の大部分は自動化され、申告書の作成も相当数が自動化されるでしょう。

そうなったときに、会計事務所の中核的業務は「保証」と「経営助言」になり、その基盤になるのは「税務」と「会計」です。「税理士の4大業務」を同一企業に同時提供し、会計事務所の経営革新を実現するため、覚悟を決めて月次巡回監査を徹底断行しTKCシステムを徹底活用する。それによって経営者や地域社会から一目も二目も置かれ、選ばれる会計事務所となるはずだ。

すでに経営革新に取り組まれている事務所においては、「4大業務」を同一企業に同時提供できること、価値を、これから取り組もうとする会員先生方や、地域社会に対して発信していくことが大きなミッションと言えます。「TKC会員事務所は月次巡回監査をもとに質の高い業務を提供してくれるから、ぜひ顧問税理士をお願いしたい!」と選ばれる——このような未来を日本全国で実現しようではありませんか。共に、中小企業、地域社会の発展に全力で貢献し、成功裏に税理士人生を歩んでまいりましょう。

2024年10月版システム改訂予定のご案内

# TKCモニタリング情報サービス

## 支店運用機能をご活用ください

当サービスは、支店(営業店、支所等)において決算書等を直接閲覧・ダウンロードできる、**支店運用機能**を搭載しています。「支店コード」を登録したユーザIDでは、登録した「支店コード」が設定されている融資先に限り閲覧・ダウンロードできます。

今回のシステム改訂で、**1ユーザIDに最大20の「支店コード」を登録できる**ようになります。一つの店舗内で複数の支店が営業する店舗形態(店舗内店舗)や、地域ごとに複数の支店を管理(地域統括店)している場合など、当機能の活用をご検討ください。

●「ユーザ登録」メニューの改訂

The screenshot shows two versions of the user registration form. The top version shows a field for '閲覧・ダウンロード可能な支店コード' (Viewable/Downloadable Branch Codes) with a maximum of 5 codes and a '+ さらに登録する' (Add more) button. The bottom version shows the same field with a maximum of 20 codes and a grid of input boxes. A red arrow points from the button in the top version to the grid in the bottom version.

パスワード (確認入力) (半角英数字混在、8桁~15桁)

閲覧・ダウンロード可能な支店コード ※最大で20支店まで登録できます。

001 [ ] [ ] [ ] [ ] (注1) このユーザIDが閲覧・ダウンロードできる提供データは、当欄で登録した支店コードの融資先のみです。(注2) 当欄で支店コードを未登録の場合、すべての融資先の申込内容や帳表データを閲覧・ダウンロードできます。

+ さらに登録する

閲覧・ダウンロード可能な支店コード ※最大で20支店まで登録できます。

001 [ ] (注1) このユーザIDが閲覧・ダウンロードできる提供データは、当欄で登録した支店コードの融資先のみです。(注2) 当欄で支店コードを未登録の場合、すべての融資先の申込内容や帳表データを閲覧・ダウンロードできます。

※画面は開発中のものです。

- 1 「支店コード」の項目名を「閲覧・ダウンロード可能な支店コード」に変更します。
- 2 「支店コード」の入力欄を「5個」初期表示します。「さらに登録する」ボタンのクリックで入力欄を追加で表示し、最大「20個」まで登録できるようにします。

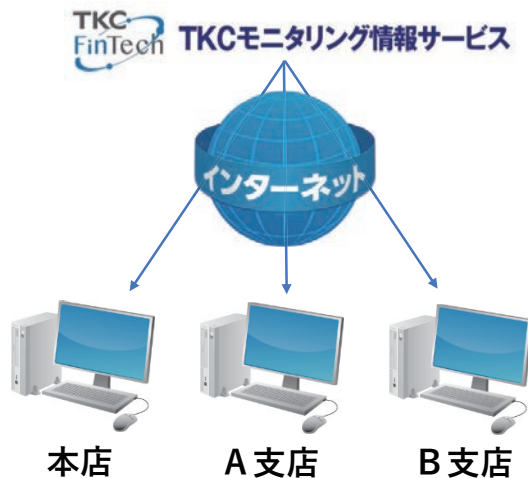
支店運用機能の活用により

- 本店が提供データを支店へ展開する必要がなくなります。
- 支店は漏れなく全ての帳表を閲覧できます。

●お問い合わせ先

株式会社TKC SCG営業本部 FinTech推進部 E-mail: fintech.banks@tkc.co.jp

支店運用機能イメージ



「金融機関トップ対談」シリーズ

TKC東・東京会

# 東京東信用金庫・中田清史理事長とのトップ対談

■とき…令和6年6月13日(木) ■ところ…東京東信用金庫本部会議室

## コロナ後の事業者の実情にあわせた 経営改善、事業再生に向けた支援

田口(会長) 本日はお時間をいただき、ありがとうございます。この6月をもって、8年間務めたTKC東・東京会会長を退任します。在任中は東京東信用金庫様には大変お世話になりました。今後も東京東信用金庫様とTKC東・東京会との連携を引き続き、よろしくお願いいたします。

中田(理事長) 本日はTKC東・東京会とのトップ対談の機会をいただき、ありがとうございます。

昨今の東京東信用金庫取引先事業者を取り巻く環境は、昨年5月のコロナ5類移行後、地域経済がインバウンドも含め正常化に戻りつつあります。しかし、円安をはじめとした環境の中、業種を問わず好不調二極化の傾向があります。

商工リサーチの調査では、2023年度

1千万円超の負債額の倒産は9000件超、2022年度対比31・5%増となっており、倒産件数は2014年度以来9年ぶりの9000件超となっており、負債総額も2年連続で増加しています。

このような中、当庫としては、資金繰り支援をはじめコロナ後の事業者の実情にあわせた経営改善、事業再生に向け、お客様のライフサイクルにあわせた適切なご提案を行えるよう、今年4月に与信管理部にありました「企業支援担当」を「お客様サポート部」へ組織変更を行いました。

また、当庫だけでは対応できないこともあり、一番近くで事業者を支援していただけるTKC東・東京会をはじめとした税理士の皆様との連携は重要で効果的なものだと考えており、引き続き連携を図っていききたいと思っております。

### 出席者 (敬称略)

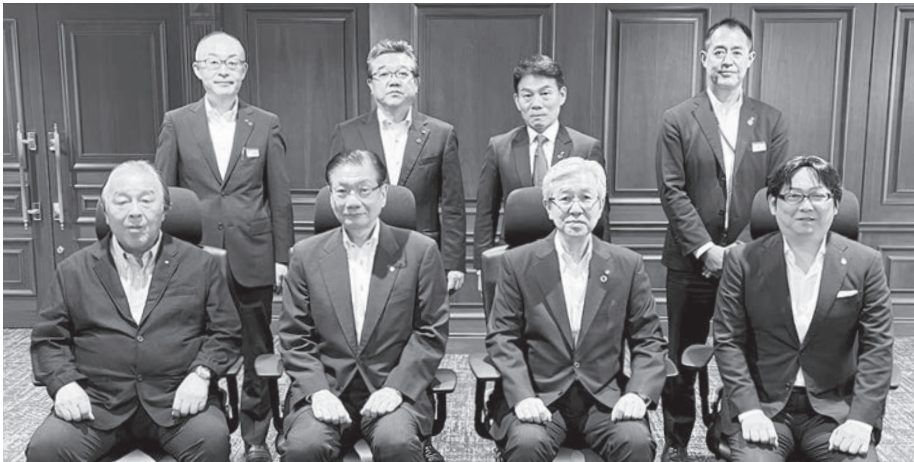
- 東京東信用金庫
  - 理事長 中田清史
  - 常勤理事 湯浅博
  - 常勤理事 井澤剛
  - お客様サポート部執行役員部長 鎌田容行
  - 与信管理部部長 三國屋崇
- TKC東・東京会
  - 会長(対談時) 田口 操
  - 理事 田尻吉正
  - 中小企業支援委員長 田尻重曉
  - 事務局長 森脇一光
  - 事務局員 福本英幸

## 経営者保証なしの融資が80%を 超えるまでに増加

田尻(委員長) 経営者保証ガイドライン3要件に対応できるTKC会員事務所が行う業務について、まず、決算書の信頼性の観点から税理士法33条の2に基づく書面添付は非常に重要と考えています。

次に、財務経営力の強化支援では、自計化を行っていただき、会計事務所として経営助言も含め関与先を支援しています。

また、MISは、東京東信用金庫様において、1000件を超える実践がされており、全国の信用金庫の中で上位に位置しています。今後もTKC東・東京会会員事務所において、月次試算表も含め積極的に取り組んでいきたいと思っております。



前列：中田清史理事長（右から2人目）を囲んで。左へ田口操会長（対談時）、田尻吉正理事、右へ田尻重暁委員長  
後列：左から三國屋崇部長、井澤剛常勤理事、湯浅博常勤理事、鎌田容行執行役員部長

**田尻（理事）** 書面添付は、我々会計事務所が毎月関与先を訪問し、月次決算を行い、その結果として決算時に書面添付を提出しています。書面添付は対税務署という側面もありますが、金融機関にとっても事業者の状況を知るうえで参考になると思います。ぜひご活用ください。

**田口（会長）** 書面添付は、経営者保証

ガイドライン3要件に示されている法人と経営者との関係の明確な区分・分離を担保するものになっています。税理士は書面添付に虚偽記載をすると処分をうけることになっており、そういった観点でも決算書の信頼性が担保されていると言えると思います。その決算書を、MISを通じ、金融機関に税務申告と同時に決算書を提供しています。

**井澤（常勤理事）** 経営者保証ガイドラインへの対応について、当庫では、経営者保証に関するチェックリストを作成しております。経営者保証を付けない融資は保証協会などの保証付き融資を除くと80%を超えるまでに増加しており、今後も積極的に取り組んでいきたいと思っています。

### 『TKC経営指標(BAST)』の見方を金庫職員が理解して本業支援のヒントに

**田尻（委員長）** 今後の東京東信用金庫、TKC東・東京会との更なる連携の中で、昨年はいんボイスをテーマに金庫職員勉強会を行いました。今年も「決算書の見方」や「伴走支援に必要な決算書と変動損益計算書の基礎知識」などをテーマに開催していきたいと思っています。

**湯浅（常勤理事）** 当庫の各営業店では本業支援において、資金繰り、経営改善について実行可能な提案をお客様に適切な助言を行う必要があります。そのため、金庫職員勉強会では『TKC経営指標』（以下、BAST）で同業者と比べてどうか、製造業、卸売業、小売業で注目すべきポイントはどこなのかなどについて研修を行っていただくとありがたいと思います。営業店では本業支援を行う中で、業種によってポイントが違います。BASTの見方を金庫職員が理解することにより、本業支援のヒントになると思います。

**三國屋（部長）** 当庫では、支店ごとにBASTを見ることができます。今仰った金庫職員向けの研修を行っていただければ、大変ありがたい機会になります。

**田口（会長）** 金融機関様向けの業種別審査事典はBASTの数字が記載されています。それと最新のBAST数値を合わせると、金融機関様で非常に有効活用できると思います。

**中田（理事長）** 当庫としてはBASTを高く評価しており、この研修を受け、さらに活用していきたいと思っています。今後ともよろしく願います。

（TKC東・東京会事務局長 森脇一光）

# 「創業メンバー全員の幸せ」を掲げ万全のリスク対策を実践



左から篠田直大税理士、橋本遼社長、川勝経義氏

株式会社 enishiki

創業 2021年5月  
所在地 京都府京都市下京区猪熊通高辻下る  
高辻猪熊町 367  
社員数 6名



京都・四条大宮駅から歩いて5分、住宅街のなかに築120年の町家を改装した創作料理レストラン「COPPIE」がある。COPPIEとはイタリア語でカップルの複数形。橋本遼社長夫婦とシェフ夫婦の4名でスタートしたことから名付けた。2021年8月にオープンしたこの店舗。コロナ禍にもかかわらず来店客は絶えず、コロナ関連補助金や融資などは一切申

請しなかった。橋本社長は言う。「パンデミックがいつ終わるかわからなかったので、損益分岐点をできるだけ下げた計画でスタートしました」飲食店経営成功のカギはFLRコスト。繁華街を避け、住宅街に店舗を構えることでR（家賃）を抑え、志を同じくする4名での経営なので、売上によってはL（人件費）も抑えられる。「そのような中で探し当てたこ

の町家に、ひとめぼれでした。家賃は繁華街の5分の1程度。2階に3間あるので、いざとなれば二家族がここに住めばいい。風呂もありましたしね（笑）」R（家賃）とL（人件費）を抑えた分、店舗には存分に資金を投下した。二つの金融機関から1800万円の創業資金を借り入れ、それらのほとんどを店舗の改装や食器、カトラリー、装飾品の購入などに充てた。「借り入れた1800万円はオープン時にはほとんど残っていませんでした」と橋本社長。

店舗コンセプト・住宅街という立地に照らし、大規模な宣伝は不要と考えたためだ。せいぜい長らく飲食業界で過ごしてきた創業メンバーたちの知人への開店の挨拶状くらい。それでも、リッツカールトンで腕を振ったシェフの評判は高く、店の雰囲気も良い。開店当初から、プロの料理人などが来店。SNS上では「コロナ禍に負けず頑張っている店」との評判が立ち、飲食ライターやマスコミにも紹介され、開店から半年後にはミシュランガイドへの掲載も決まった。

売り上げは順調に伸びていったが、橋本社長は満足しなかった。翌年には再び店舗改装に踏み切る。「22年10月に再び、同じ金融機関に1500万円の融資をお願いすると、驚かれました。まだ、元本返済が始まってないのにと……」（橋本社長）

「お客さまはもちろん、創業メンバーが幸せになることを追求しています。運命共同体であるわれわれが幸せになってはじめて、お客さまがくつろぎ、喜んでいただける場をつくることのできるのだと思っています」オープンに際しては、さしたる広告宣伝活動は行わなかった。

創業以来、橋本社長に伴走してきた税務顧問の篠田直大税理



※1 TKC企業防衛制度…大同生命保険とTKCが共同開発した保険商品。企業の内実を知り尽くした顧問税理士(TKC全国会員)が、財務状況などの経営環境を考慮しながら最適な保険を提案するところに特徴がある。

士(篠田経営)は言う。

「コロナ禍の飲食店としては抜群の業績を上げておられたからこそ追加融資が可能だったのでしよう。それと、『TKCモニタリング情報サービス』を採用されているので、月次の試算表が取引金融機関に開示されており、金融機関が店舗の業績をリアルタイムに把握していたことも大きかったようです」

追加の店舗改装は吉と出た。荒れていた裏庭に待合スペースを設けることで顧客が滞留するキャパを確保し、回転率を2倍にすることができた。加えて客単価を上げること、売り上げは1・5倍となった。

### 橋本社長とシェフの保障で借入金の返済額をカバー

とはいえ、当時の借入金の残高は3000万円超。年商の半分を超えており、団結力と損益分岐点の低さがあるとはいえ、通常だと黄信号である。篠田経営の川勝経義所長代理は言う。

「攻めの経営も大事ですが、守りも必要ですと、TKC企業防衛制度<sup>※1</sup>を提案しました。橋本社長のご意向を踏まえ、ご自身に万が一があった場合に借入金の返

済ができる設計にしました」

具体的な内容は、①死亡保険 ②重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による就業不能に備える保険 ③重度の身体障がいによるリタイアリスクに備える保険の「トータル保障」。また、「シェフに何かあったら大変」(橋本社長)と、シェフも①②③と医療保険に加入。

さらに、翌23年5月、個人事業から株式会社 enishiki による経営に移行した際に、橋本社

長の既存の保険を増額した上で医療保険を加えた。

創業時に、損益分岐点を限りなく低く設定した橋本社長は、自らの性格を「ビビリ」と表現する。TKC企業防衛制度を導入した理由も、その延長線上にある。「自分に万が一のことがあったとしても、家族(仲間)の幸せと店を守るためなら、必要なコストは惜しまない」というのが橋本社長の経営者としての考え方だ。

とはいえ、無駄なコストはかけたくない。

「毎年算定する『標準保障額<sup>※2</sup>』には借入金の残高を反映させます。借入金の減少をリスクの低下と捉えて、保障額の見直しにより掛け金を少なくすることもできます。そのように機動的かつ臨機応変なリスクヘッジができるところがTKC企業防衛制度の利点です」(川勝氏)

橋本社長は「店舗ブランドづくりに資金を投入してきましたから、今後は、このブランドを利用して売り上げや利益につなげていきたい」と抱負を語る。

9月には近隣に2軒目の店舗をオープン。仕入れや仕込みはCOPPIEで行うため、新店舗はワンオペでの営業が可能に。さらに、近くワインのサブスクリプション販売も手掛ける予定。北海道や九州など遠方のファンに対してのコミュニケーションツールとしての役割を期待している。いずれも、固定費を抑えることができるビジネスモデルで粗利益の拡大が見込める。enishikiは創業メンバーそれぞれお客さまの幸せのため、万全のリスク対策のもと、これからも攻めの経営を続けていく。●



篠田直大税理士  
川勝経義監査担当

京都府京都市下京区新町通五条下る蛭子町118-1



※2 標準保障額…経営者や幹部社員など企業の根幹である貴重な人材に不測の事態が発生した場合に、その企業が被ると想定される「経済的損失額」を算出したもの。

# 「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和6年8月31日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
政府系金融機関					
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	49,959	5,655	
2 日本政策金融公庫(中小企業事業)	東京都	令和2年12月	8,126	—	
都市銀行					
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年2月	5,174	1,053	
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,424	587	
3 みずほ銀行	東京都	令和元年9月	3,331	492	
4 リソナ銀行	大阪府	平成29年10月	3,269	450	
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,216	429	
地方銀行・第二地方銀行(上位50行)					
1 静岡銀行	静岡県	平成29年3月	4,548	1,300	
2 八十二銀行	長野県	平成30年5月	3,536	683	
3 北洋銀行	北海道	平成29年1月	3,435	372	
4 足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,232	773	
5 中国銀行	岡山県	平成28年12月	3,058	541	
6 千葉銀行	千葉県	平成29年2月	3,041	509	
7 北陸銀行	富山県	平成29年4月	2,991	379	
8 群馬銀行	群馬県	平成29年1月	2,963	499	
9 京都銀行	京都府	平成30年7月	2,727	467	
10 広島銀行	広島県	平成28年11月	2,508	366	
11 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,397	446	
12 第四北越銀行	新潟県	平成29年7月	2,384	513	
13 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年5月	2,312	314	
14 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,254	477	
15 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年8月	2,191	391	
16 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年7月	2,163	398	
17 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	2,125	386	
18 北國銀行	石川県	平成28年11月	2,066	335	
19 名古屋銀行	愛知県	平成31年2月	2,055	291	
20 福岡銀行	福岡県	平成29年3月	1,993	332	
21 七十七銀行	宮城県	令和元年6月	1,920	536	
22 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,894	295	
23 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,874	192	
24 東邦銀行	福島県	平成29年1月	1,798	263	
25 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,766	286	
26 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,736	298	
27 京葉銀行	千葉県	平成29年8月	1,678	289	
28 北海道銀行	北海道	平成29年4月	1,674	190	
29 きらぼし銀行	東京都	平成29年7月	1,634	218	
30 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,584	176	
31 清水銀行	静岡県	平成29年4月	1,557	618	
32 滋賀銀行	滋賀県	平成29年1月	1,555	288	
33 愛知銀行	愛知県	平成31年3月	1,537	258	
34 池田泉州銀行	大阪府	平成29年5月	1,478	200	
35 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,475	234	
36 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,459	274	
37 三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,451	241	
38 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,334	118	
39 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,325	158	
40 筑波銀行	茨城県	平成29年3月	1,287	213	
41 秋田銀行	秋田県	平成29年5月	1,260	161	
42 山口銀行	山口県	平成28年11月	1,232	234	
43 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,229	158	
44 十八親和銀行	長崎県	平成29年5月	1,228	137	
45 百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,209	171	
46 大光銀行	新潟県	平成29年6月	1,202	260	
47 山梨中央銀行	山梨県	平成29年2月	1,193	280	
48 東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,193	231	
49 岩手銀行	岩手県	平成30年4月	1,193	183	
50 紀陽銀行	和歌山県	令和元年5月	1,118	169	
上記以外の地銀・第二地銀			計	33,763	6,227

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
信用金庫(上位30庫)					
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年1月	2,651	737	
2 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	2,134	528	
3 多摩信用金庫	東京都	平成29年8月	2,116	387	
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	2,031	360	
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年6月	1,607	651	
6 京都中央信用金庫	京都府	平成29年1月	1,590	290	
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,367	239	
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年5月	1,335	140	
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,316	178	
10 城北信用金庫	東京都	平成30年5月	1,258	199	
11 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,236	488	
12 北海道信用金庫	北海道	平成29年3月	1,218	124	
13 広島信用金庫	広島県	平成30年6月	1,215	112	
14 尼崎信用金庫	兵庫県	令和2年2月	1,176	132	
15 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年5月	1,163	208	
16 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,130	92	
17 大阪信用金庫	大阪府	令和元年12月	1,126	104	
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年6月	1,097	218	
19 東京東信用金庫	東京都	平成29年1月	1,078	148	
20 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	1,040	110	
21 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,028	83	
22 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年9月	1,022	234	
23 城南信用金庫	東京都	平成30年2月	984	104	
24 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	945	178	
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年7月	915	170	
26 帯広信用金庫	北海道	平成29年1月	888	76	
27 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年9月	858	197	
28 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	832	153	
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年1月	825	127	
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年2月	799	100	
上記以外の信用金庫			計	50,570	9,936

信用組合(上位5組合)					
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	1,019	372	
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	730	105	
3 広島市信用組合	広島県	平成30年2月	453	37	
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	396	80	
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	368	76	
上記以外の信用組合			計	7,314	1,549

信用保証協会(上位5協会)					
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年6月	2,982	220	
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年5月	2,204	336	
3 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	1,964	743	
4 東京信用保証協会	東京都	令和4年4月	1,900	366	
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年7月	1,304	160	
上記以外の信用保証協会			計	14,225	3,303

## 金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	87,188	12,004
2 地銀・第二地銀	99	98	131,815	23,328
3 信用金庫	254	247	88,550	16,803
4 信用組合	130	75	10,280	2,219
5 信用保証協会	51	42	24,579	5,128
6 その他	-	19	460	149
合計	544	491	342,872	59,631

# 「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(491機関)

令和6年8月31日現在  
都道府県別、金融機関コード順

## ■ 都市銀行等

みずほ銀行  
三菱UFJ銀行  
りそな銀行  
三井住友銀行  
商工組合中央金庫  
日本政策金融公庫(国民生活事業)  
日本政策金融公庫(農林水産事業)  
日本政策金融公庫(中小企業事業)  
沖縄振興開発金融公庫

## ■ 北海道

北海道銀行  
北洋銀行  
北海道信用金庫  
室蘭信用金庫  
空知信用金庫  
苫小牧信用金庫  
北門信用金庫  
伊達信用金庫  
北空知信用金庫  
日高信用金庫  
渡島信用金庫  
道南うみ街信用金庫  
旭川信用金庫  
稚内信用金庫  
留萌信用金庫  
北星信用金庫  
帯広信用金庫  
釧路信用金庫  
大曲信用金庫  
北見信用金庫  
網走信用金庫  
遠軽信用金庫  
北空知信用組合  
札幌中央信用組合  
空知商工信用組合  
十勝信用組合  
釧路信用組合  
十勝清水町農業協同組合  
北海道信用保証協会

## ■ 青森県

青森銀行  
みちのく銀行  
東奥信用金庫  
青い森信用金庫  
青森県信用保証協会

## ■ 岩手県

岩手銀行  
東北銀行  
北日本銀行  
盛岡信用金庫  
一関信用金庫  
北上信用金庫  
花巻信用金庫  
水沢信用金庫  
岩手県信用保証協会

## ■ 宮城県

三十七銀行  
仙台銀行  
社の都信用金庫  
宮城第一信用金庫  
石巻信用金庫  
仙南信用金庫  
気仙沼信用金庫  
石巻商工信用組合  
古川信用組合  
仙北信用組合

## ■ 秋田県

秋田銀行  
北都銀行  
秋田信用金庫  
羽後信用金庫  
秋田県信用組合  
秋田県信用保証協会

## ■ 山形県

荘内銀行  
山形銀行  
さらやか銀行  
山形信用金庫  
米沢信用金庫  
鶴岡信用金庫  
新庄信用金庫  
北部信用組合  
山形中央信用組合  
山形第一信用組合

## ■ 福島県

東邦銀行  
福島銀行  
大東銀行  
会津信用金庫  
郡山信用金庫

白河信用金庫  
須賀川信用金庫  
ひまわり信用金庫  
あぶくま信用金庫  
二本松信用金庫  
福島信用金庫  
福島県信用組合  
いわき信用組合  
相双五城信用組合  
会津商工信用組合

## ■ 茨城県

常陽銀行  
筑波銀行  
水戸信用金庫  
結城信用金庫  
茨城県信用組合  
茨城県信用保証協会

## ■ 栃木県

足利銀行  
栃木銀行  
足利小山信用金庫  
栃木信用金庫  
鹿沼相互信用金庫  
佐野信用金庫  
大野信用金庫  
真山信用金庫  
烏山信用組合  
那須信用組合  
栃木県信用保証協会

## ■ 群馬県

群馬銀行  
東和銀行  
高崎信用金庫  
桐生信用金庫  
アイオー信用金庫  
利根郡信用金庫  
館林信用金庫  
北群馬信用金庫  
しなのめ信用金庫  
あかぎ信用組合  
群馬県信用組合  
ぐんまみらい信用組合  
群馬県信用保証協会

## ■ 埼玉県

埼玉りそな銀行  
武蔵野銀行  
埼玉縣信用金庫  
川口信用金庫  
青木信用金庫  
飯能信用金庫  
埼玉県信用保証協会

## ■ 千葉県

千葉銀行  
千葉興業銀行  
京葉銀行  
千葉信用金庫  
銚子信用金庫  
東京ベイ信用金庫  
館山信用金庫  
佐原信用金庫  
房総信用組合  
銚子商工信用組合  
君津信用組合  
東日本信用漁業協同組合連合会

## ■ 東京都

きらぼし銀行  
東日本銀行  
朝日信用金庫  
興産信用金庫  
さわやか信用金庫  
東京シティ信用金庫  
芝信用金庫  
東京東信用金庫  
東栄信用金庫  
亀有信用金庫  
小松川信用金庫  
足立成和信用金庫  
東京三協信用金庫  
西武信用金庫  
城西信用金庫  
昭信信用金庫  
東京信用金庫  
城北信用金庫  
瀧野川信用金庫  
青柳信用金庫  
青梅信用金庫  
多摩信用金庫  
文化産業信用組合  
東京厚生信用組合  
東信用組合  
江東信用組合

青和信用組合  
中ノ郷信用組合  
大東京信用組合  
第一勧業信用組合  
PayPay銀行  
東京信用保証協会

## ■ 神奈川県

横浜銀行  
神奈川銀行  
横浜信用金庫  
かながわ信用金庫  
湘南信用金庫  
川崎信用金庫  
平塚信用金庫  
さがみ信用金庫  
中米信用金庫  
中南信用金庫  
神奈川県医師信用組合  
神奈川県信用保証協会  
横浜市信用保証協会  
川崎市信用保証協会

## ■ 新潟県

第四北越銀行  
大光銀行  
新潟信用金庫  
長岡信用金庫  
三条信用金庫  
新発田信用金庫  
柏崎信用金庫  
上越信用金庫  
新井信用金庫  
村上信用金庫  
加茂信用金庫  
新潟県信用組合  
興栄信用組合  
はばたき信用組合  
協栄信用組合  
巻信用組合  
新潟大栄信用組合  
塩沢信用組合  
糸魚川信用組合  
十日町農業協同組合  
新潟県信用保証協会連合会  
新潟県信用保証協会

## ■ 富山県

北陸銀行  
富山銀行  
富山第一銀行  
富山信用金庫  
高岡信用金庫  
新湊信用金庫  
にいかわ信用金庫  
水見伏木信用金庫  
砺波信用金庫  
石動信用金庫  
富山県医師信用組合  
富山県信用組合  
富山県信用保証協会

## ■ 石川県

北國銀行  
金沢信用金庫  
のと共栄信用金庫  
はくさん信用金庫  
興能信用金庫  
金沢中央信用組合  
石川県医師信用組合  
石川県信用保証協会

## ■ 福井県

福井銀行  
福邦銀行  
福井信用金庫  
敦賀信用金庫  
小浜信用金庫  
越前信用金庫  
福井県信用保証協会

## ■ 山梨県

山梨中央銀行  
甲府信用金庫  
山梨信用金庫  
山梨県民信用組合  
都留信用組合  
山梨県信用保証協会連合会  
山梨県信用保証協会

## ■ 長野県

八十二銀行  
長野銀行  
長野信用金庫  
松本信用金庫  
上田信用金庫  
諏訪信用金庫  
飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫  
長野県信用組合  
長野県信用農業協同組合連合会  
長野県信用保証協会

## ■ 岐阜県

大垣共立銀行  
十六銀行  
岐阜信用金庫  
大垣西濃信用金庫  
高山信用金庫  
東濃信用金庫  
関信用金庫  
八幡信用金庫  
岐阜商工信用組合  
飛騨農業協同組合  
飛騨信用組合  
益田信用組合  
めぐみの農業協同組合  
岐阜県信用保証協会  
岐阜市信用保証協会

## ■ 静岡県

静岡銀行  
スルガ銀行  
清水銀行  
静岡中央銀行  
しずおか焼津信用金庫  
静岡信用金庫  
浜松磐田信用金庫  
沼津信用金庫  
三島信用金庫  
富士宮信用金庫  
富士掛川信用金庫  
島田信用金庫  
遠州信用金庫  
静岡県医師信用組合  
静岡県信用保証協会連合会  
ハイナン農業協同組合  
静岡県信用保証協会

## ■ 愛知県

愛知銀行  
名古屋銀行  
名古屋銀行  
愛知信用金庫  
豊橋信用金庫  
岡崎信用金庫  
いちい信用金庫  
瀬戸信用金庫  
半田信用金庫  
知多信用金庫  
豊川信用金庫  
豊田信用金庫  
碧海信用金庫  
西尾信用金庫  
蒲郡信用金庫  
尾西信用金庫  
中日信用金庫  
東春信用金庫  
愛知県医師信用組合  
豊橋商工信用組合  
愛知県中央信用組合  
愛知県信用保証協会  
名古屋市信用保証協会

## ■ 三重県

三十三銀行  
百五銀行  
北伊勢上野信用金庫  
桑名三重信用金庫  
紀北信用金庫  
三重県信用保証協会

## ■ 滋賀県

滋賀銀行  
滋賀中央信用金庫  
長浜信用金庫  
湖東信用金庫  
滋賀県信用組合  
滋賀県信用保証協会

## ■ 京都府

京都銀行  
京都信用金庫  
京都中央信用金庫  
京都北部信用金庫  
京都信用保証協会

## ■ 大阪府

関西みらい銀行  
池田泉州銀行  
大阪信用金庫  
大阪シティ信用金庫  
大阪商工信用金庫  
永和信用金庫  
北おおさか信用金庫  
枚方信用金庫  
のぞみ信用組合

## ■ 兵庫県

但馬銀行  
みなと銀行  
神戸信用金庫  
姫路信用金庫  
播州信用金庫  
兵庫信用金庫  
尼崎信用金庫  
日新信用金庫  
淡路信用金庫  
但馬信用金庫  
西兵庫信用金庫  
中兵庫信用金庫  
但陽信用金庫  
兵庫県医療信用組合  
兵庫県信用組合  
淡陽信用組合  
兵庫県信用農業協同組合連合会  
兵庫県信用保証協会

## ■ 奈良県

南都銀行  
奈良信用金庫  
大和信用金庫  
奈良中央信用金庫  
奈良県信用保証協会

## ■ 和歌山県

紀陽銀行  
新宮信用金庫  
きのくに信用金庫  
紀南農業協同組合

## ■ 鳥取県

鳥取銀行  
鳥取信用金庫  
米子信用金庫  
倉吉信用金庫  
鳥取県信用保証協会

## ■ 島根県

山陰合同銀行  
島根銀行  
しまね信用金庫  
日本海信用金庫  
島根中央信用金庫  
島根益田信用組合  
島根県信用保証協会

## ■ 岡山県

中国銀行  
トマト銀行  
おかやま信用金庫  
水島信用金庫  
津山信用金庫  
玉島信用金庫  
熊本中央信用金庫  
古備信用金庫  
備前日生信用金庫  
笠岡信用組合

## ■ 広島県

広島銀行  
もみじ銀行  
広島信用金庫  
呉信用金庫  
しまなみ信用金庫  
広島市信用組合  
広島県信用組合  
両備信用組合

## ■ 山口県

山口銀行  
西京銀行  
秋山口信用金庫  
西中国信用金庫  
東山口信用金庫  
山口県信用組合  
山口県信用農業協同組合連合会  
山口県農業協同組合  
山口県漁業協同組合  
山口県信用保証協会

## ■ 徳島県

阿波銀行  
徳島大正銀行  
徳島信用金庫  
阿南信用金庫  
徳島県信用保証協会

## ■ 香川県

琉球銀行  
沖繩銀行  
沖繩海邦銀行  
コザ信用金庫  
沖繩県信用保証協会

## ■ 愛媛県

伊予銀行  
愛媛銀行  
愛媛信用金庫  
宇和島信用金庫  
東予信用金庫  
川之江信用金庫  
うま農業協同組合  
愛媛たいき農業協同組合  
愛媛県信用保証協会

## ■ 高知県

四国銀行  
高知銀行  
幡多信用金庫  
高知県信用保証協会

## ■ 福岡県

福岡銀行  
筑邦銀行  
西日本シティ銀行  
北九州銀行  
福岡中央銀行  
福岡信用金庫  
福岡ひびき信用金庫  
大牟田柳川信用金庫  
筑後信用金庫  
飯塚信用金庫  
田川信用金庫  
大川信用金庫  
遠賀信用金庫

## ■ 佐賀県

佐賀銀行  
佐賀共栄銀行  
唐津信用金庫  
佐賀信用金庫  
伊万里信用金庫  
九州ひぜん信用金庫  
佐賀東信用組合  
佐賀西信用組合  
佐賀県信用保証協会

## ■ 長崎県

十八親和銀行  
長崎銀行  
たちばな信用金庫  
長崎三菱信用組合  
西海みずき信用組合  
長崎県信用保証協会

## ■ 熊本県

肥後銀行  
熊本銀行  
熊本信用金庫  
熊本第一信用金庫  
熊本中央信用金庫  
天草信用金庫  
熊本県信用組合  
熊本県信用保証協会

## ■ 大分県

大分銀行  
豊和銀行  
大分信用金庫  
大分みらい信用金庫  
日田信用金庫  
大分県信用組合  
大分県信用保証協会

## ■ 宮崎県

宮崎銀行  
宮崎太陽銀行  
宮崎第一信用金庫  
延岡信用金庫  
高鍋信用金庫  
宮崎県信用保証協会

## ■ 鹿児島県

鹿児島銀行  
南日本銀行  
鹿児島信用金庫  
鹿児島相互信用金庫  
奄美大島信用金庫  
鹿児島興業信用組合  
鹿児島県信用農業協同組合連合会  
鹿児島県信用保証協会

## ■ 沖縄県

琉球銀行  
沖繩銀行  
沖繩海邦銀行  
コザ信用金庫  
沖繩県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』のバックナンバーは  
TKCグループホームページでご覧いただけます。

URL : <https://www.tkc.jp/fx/bank/magazine>



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.65

発行日 令和6年9月27日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部  
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : [fintech.banks@tkc.co.jp](mailto:fintech.banks@tkc.co.jp)

担当 : 酒井・中村・井上